

修祓に関する一考察

——「神社祭式」の制定過程を中心に——

星野光樹

一 はじめに

今日、神社の神事をメディアが取り上げる際、神職が榊の枝を左右に振り、祓をしている姿が映し出されることを良く目にする。神社本庁が定める「神社祭式」では、祭典に先立ち、奉献の料物（本庁幣）や祭祀奉仕者、参列者を祓い清める「修祓」の行事を行うことを定めている。また、氏子・崇敬者の要請によって行われる諸祭についても、「修祓」を行うことが一般的であり、神社の祭典を代表する行事の一つと言っても過言ではなからう。

「修祓」とは、『神道大辞典』によれば、祓を修するといふ意であり、榊の枝や塩湯を用いて行うものとして用いられている。修祓の語自体は近世以前にも祓を修する意味として用いられていたが、明治八年（一八七五）四月、「神社祭式」では、官幣社の例祭に限り、参向する地方の長官に対して、「神

官祓ノ詞ヲ読ミ榊ノ枝ヲ執テ祓フ」行事として公的に定められ、明治四十年（一九〇七）六月の『神社祭式行事作法』により、当該行事を「修祓」として正式に呼称することとなった。以後、大正三年（一九一四）三月の「官国幣社以下神社祭式」では、大祭においてこれを行うこととし、戦後、神社本庁が「神社祭式」（昭和二十三年）を制定し、大・中・小全ての神社祭祀に当該行事が位置づけられることとなった。

このように、近代以降、神社の祭祀が法制化されたことに伴い、祭式の行事の一つとされた「修祓」について、その宗教的機能に焦点を当てて、「修祓」の起源と成立過程を考察したものに、高原玄承の論稿がある。⁽¹⁾

高原によれば、罪の代償のための「祓」と、穢を払拭するための「禊」それぞれの呪術的な機能を合せ持った「新しい祓え」が古代に誕生し、やがて時代ごとの信仰的な要

請に依じて、祓詞や被具が変化し、今日の「修祓」を構成する祓が確立していった経緯を論じている。

しかし、このような展開を遂げて、近代に成立する「修祓」が、公的祭祀に採用されたこと、また、「神社祭式」に定める数ある祭祀のなかで、官幣社の例祭に限って、実施されていたことについては、改めて検証する必要がある。

本論では、近世から近代にかけて、奉幣祭祀における祓の諸相を検証し、神祇行政の担い手が、どのように祓の伝統を構想し、国家祭祀において実践していったのか。それから展開から、修祓の形成過程について明らかにしてみたい。

なお、本稿では、「修祓」の語について、「神社祭式」制定以降、祭典の前儀として行う祓の行事に限定して、「修祓」の語を用いることとする。

二 近世における朝儀の再興と祓

「修祓」の問題を考える際、神社の祭祀において、祭典（本儀）に先立って行われる祓の行事（前儀）として、その起源を考えてみると、古代に朝儀として実施された神宮祭祀や三勅祭（石清水祭・賀茂祭・春日祭）が挙げられる。川出清彦によれば、神社の祭典に先立ち行われる「近神行事」として、神宮や三勅祭で行われる祓の行事を紹介して

いる。⁽²⁾

神宮祭祀については、『皇太神宮儀式帳』に、三節祭において河原祓が行われた例を挙げ、祓の最も古い作法として紹介している。すなわち、(一)川原に禰宜内人物忌等が参集し、正宮に向かわしめ、各々に麻を分かち持たしめ、(二)各人に斎館および里亭の罪穢を告げさせ、手に持つ麻を一筋割いて、これを御巫内人が集め、(三)御巫は集めた麻を持ちながら、人ごとに罪事を復唱し、(四)全員で残りの麻に対して罪事を述べて、これを川に流すというものであり、罪・穢を自覚し、懺悔にも相当する祓の様相を紹介している。

また、三勅祭の祓について、川出は何れもだいたい同様の行事であると述べ、春日祭の祓の次第を標準として、(一)上卿弁著座 祓戸社前庭、(二)贖物 解繩(麻) 人形(黄檗) 洗米、(三)祓詞、(四)手麻 串長八寸、寒竹と梅のズワエを合せて串とし、この間に紙垂と麻緒を垂れる。(五)贖物を撤する、とその次第を紹介している。また、戦前において、三勅祭の内容を解説した座田司氏も、近世以降に再興されたものと変わらず、次第においても、賀茂祭や石清水祭についても、その次第は同様であると述べている。⁽³⁾

しかし、古代において、社頭の儀に先立ち、上卿・弁など勅使に対して、このような次第で祓が行われたのは、春

日祭のみであり、同様の行事を賀茂祭や石清水祭の次第に見出すことはできない。三勅祭で同様の祓の行事がなされるようになるのは、後述するように近代以降のことである。以下、本論では、「修祓」の形成において、春日祭にみられる祓の行事が、どのようにそれぞれの神社の公的祭祀のなかに位置づけられていったのか検討してゆきたい。なお、神宮祭祀における祓の行事については、その伝統の重要性を認識しつつも、祭儀の特殊性を鑑み、主として考察の対象とはしないこととする。

春日祭の旧儀については、儀式書の内容からその変遷を論じた岡本彰夫の論考がある。⁽⁴⁾岡本によれば、貞観年間（八五九―八七七）に成立する『貞観儀式』に、斎女の参向に際して、中臣が祓の麻を供え、宮主が祓詞を読む行事が行われたこと、また、春日祭の前日、外記・史等供奉の諸司は、春日社の西方で祓禊が行われ、供物の弁備がなされることが紹介されている。十世紀に成る源高明の『西宮記』によれば、祭典当日、氏人が宿院に集うと、「次向^二社頭^一使等着^三祓所^一」（北面上）とあり、祓所に使が着いて、祓が行われたことが明記されている。神宮を除けば、祭典当日において、祓所で行う「修祓」と同様の特徴を持つ祓については、この『西宮記』の記述が初見となる。

この春日祭で行われる祓戸の儀について、『西宮記』の

裏書である「佐忠私記」応和二年（九六二）二月春日祭條には、つぎのように記されている。

先着^三祓座^一。掃部寮鋪^三上卿座^一。今日不^レ参。仍令^レ撤。一行使座、（祓司使・馬司使・近衛侍）一行氏人五位、四位在^二弁上^一一行六位座。座定、神祇官進^三祓物^一。（只置木綿不加^二責勘敷^一。人形^一加^二責勘敷^一）頃之下部着^レ座。解除了、進^二大麻^一、撤^三解除物^一。不^二拍手^一。（先例、或各々起^レ座。時拍手）

その次第を確認すると、神祇官より祓物が置かれ、次に卜部により解除がなされる。これは、中臣祓の奏上であろう。次に大麻が進められ、解除物（祓物）が撤せられる、という次第となっている。祓物の割注部分には、「只置^二木綿^一、不^レ加^二人形^一、加^二責勘敷^一」とあり、人形を抜きにして、木綿のみ用いることを戒めている。

この当時、人形は、穢を移す祓具として重視され、人形と大麻、中臣祓を用いる祭式が形成されていたことを窺うことができる。⁽⁵⁾

更に、十二世紀初頭に成る大江匡房の『江家次第』巻六、平野臨時祭儀には、

次献^三御贖物^一、（中略）宮主入^レ自^二仙華門^一、跪^三於長橋北河竹南^一、献^二御麻^一、頭跪取^レ之、経^三前路^一、献^三主上^一、猶取^三木末^一、主上一撫^一一吻返^三給^一之、宮主給^レ之著座、次使入^レ自^二仙華門^一著座、（不^レ脱^二浅履^一、著^レ脱^二浅履^一）、殿上五位作^レ巡奉

原野祭（同年十一月）、松尾祭（慶応二年）、春日臨時祭（慶
応元年二月）、北野臨時祭（元治元年十月）、祇園臨時祭（慶
応元年六月）などが再興された。⁽¹³⁾ 慶応元年六月二十二日に
行われた祇園臨時祭の次第によると、文化十年の石清水臨
時祭と同様御禊の儀が行われている。⁽¹⁴⁾ このことは、他の臨
時祭も同様であったと考えられる。

以上、幕末期にかけて、朝儀の旧儀再興がなされていつ
たが、社頭の儀に際し、勅使に対して祓を修する祓所の儀
が実施されたのは、春日祭と賀茂祭のみであり、臨時祭で
は、その都度、天皇の御禊が実施されている。

朝儀としての神社奉幣をみた場合、臨時祭全体で天皇の
御禊が行われていることを比べると、勅使に対する祓は、
一社固有の行事であったという感がある。⁽¹⁵⁾

しかし、近代以降、使に対する祓の行事は、勅祭の行事
としての性格を強め、その次第に位置づけられていくこと
になる。

三 明治初頭における国家祭祀と祓について

慶応四年（一八六八）三月十四日、神祇官の再興、諸祭
典についても復興をしていくことが仰せ出され、明治元年
には新嘗祭、翌年には祈年祭が再興されたほか、皇霊の祭
祀、山陵への奉幣など、天神地祇および皇霊に対する新旧

の国家祭祀が次々の実施されていった。そうしたなかで、
勅祭の再興も更なる展開を迎えることとなった。

明治新政府が関わる最も早い勅祭は、慶応四年二月に執
行された春日祭であり、近衛府使に左権少将公香（武者小
路公香）、上卿に権大納言実徳（正親町実徳）、弁に左少弁長
邦（葉室長邦）が差遣された。⁽¹⁶⁾ 祓戸の儀では、「上卿率弁氏
人等参向先着祓戸座／上卿弁座北東上使々座内蔵整近衛府馬寮
長者神馬等使一行／其後
参会氏人外記史有官别当神祇官進祓物祝師読祝詞訖進太麻
／次就着到殿」とあり、その行事の内容に大きな変化はみ
られない。

この年の賀茂祭は、戊辰戦争による天皇の行幸がなされ
ていたことにより、一社の祭祀として祭典が執行され、こ
の後に続く松尾祭や、再興された梅宮祭、平野祭、大原野
祭においても、勅使の差遣はなく、一社の祭典として執り
行われたが、祓戸の儀はみられない。⁽¹⁷⁾

明治二年の賀茂祭では、勅使が差遣される祭典に復した
が、その勅使には、中御門大納言を宣命使、梅添神祇少副
を奉幣使として差遣し、これまで勅使とされてきた上卿や
弁の参向がなくなっている。⁽¹⁸⁾

その祓戸における次第は、「先弁官問神祇祐社頭具否祐
申具之由弁申宣命使／次両使有手水氏人役之／次両使着解
除幄神祇官人読祝詞訖執神枝祓此縣官社敷設之」⁽¹⁹⁾とあり、宣命

使・奉幣使が手水を取り解除の幄に着くと、祝詞（中臣祓）が読まれ、榊の枝で祓うという次第となっており、従前、中臣祓の奏上に伴う形で用いられていた贖物（祓物）についての記述がないことが注目される。

また、同年八月に齋行された男山祭（石清水中秋祭を改称）においても、宣命使・奉幣使が頓宮に参向し、同様の作法で祓が行われている。⁽²⁰⁾この男山祭の祭典以降、三勅祭では勅使の参向に際して、祓の行事が行われることになったが、それは、近世以前の伝統とは異なるものとなった。

さて、男山祭が実施された同月八日、神祇官が太政官に特立する形で再興された。明治の新政において設立された神祇官は、中世に廃絶した朝儀の復興という課題を超えたところにあり、全国の神社を官社として位置づけ、その官祭を遍く執行することを主眼としていた。⁽²¹⁾

翌三年二月九日には、畿内を中心とする二十二社に加え、新たに氷川社などを加えた神社を勅祭として奉幣を行う二十九社奉幣が再興されることとなった。その対象とされた神社は、出雲、熱田、宇佐、鹿島、香取（以上、大奉幣）、賀茂_{下上}、一宮氷川、石清水、春日（以上、大祭）、香椎、宗像、日吉、三輪、大和（以上、中奉幣）、（以上、中祭）、八坂、北野（以上、中祭）、太宰府、広瀬、龍田、石上、広田、住吉（以上、小奉幣）、松尾、大原野、吉田、平野、稲荷、梅

宮、貴船（以上、小祭）であり、その実施にむけて、その式目の調査が神祇官に達せられた。⁽²²⁾ここに、中世以降、勅祭とされた畿内を中心とする二十二社に加え、氷川社や熱田社など、地方の有力大社が勅祭に位置づけられたこととなったが、その実施のために、新儀による勅祭の祭式が考案されることとなった。明治三年九月四日に実施された鹿島神宮、同月七日に実施された香取神宮への奉幣には、神祇官から福羽少副（美静）、大谷権少祐（秀実）、飯田大史（年平）等、太政官からは坊城大弁（俊政）、北川大史（泰明）等が参向し、「大奉幣次第」に基づき、次のとおり祭典が実施された。⁽²⁴⁾

当日早旦地方官員警衛社頭／次神祇官参向点檢敷設／其儀構祓幄_{四方曳轆敷置}置幣案設手水／次神祇官並宮司以下着座／次開御扉_{宮司役之}／次供神饌／次宣命使奉幣使参向_{宣命}／次宮司申一社具之由於神祇官神祇官申太政官／次神祇官官掌副御幣櫃入門内置櫃於西御史史生主典官掌同候便宜所／次太政官官掌副宣命櫃入門内置櫃於東砌／次兩使入鳥居有手水之儀_{一社之内役之}／次兩使着祓幄座／其儀神祇官人誦祓詞訖執榊枝祓／次兩使以下着東西座／先此宮司以下着座／次幣使起座／次神祇官官掌授御幣於史生史生授大史大史授幣使幣使執之置于幣案上／次幣使昇拜殿着座／先二拜次誦祝詞／【祝

詞文略】／次二拝懐祝詞／次宮司奉幣物神前案上／次幣使下殿復本座／次用度司撤幣案／次宣使起座／太政官官掌授宣命於主記主記授大史大史授宣使／次宣使昇拜殿着座／次宣使昇拜殿着座／先二拝／次誦宣命／【宣命文略】／次二拝／次宮司進使前清 宣命奉 神前申祝詞畢復使前申返祝詞拍手使心之／次宣使下殿復本座／次撤神饌／次閉御扉 宮司役之／各退出

この次第では、開扉、献饌ののち、宣使（宣命使）と奉幣使が参向し、手水の儀と神祇官人による祓の行事を行う。祝詞は幣使である福羽美静が奏上し、宮司によって幣物が神前に奉られると、宣使である坊城俊政により宣命が読まれている。

このように、勅祭における祓の行事は、祝詞を読む幣使（神祇官人）と、宣命を読む宣使（太政官人）を対象として、神祇官人が中臣祓を読み、神の枝で祓う形で実施されることとなった。

勅祭における祓の行事は勅使を対象として行われたものであり、幣物を対象とした祓は例外的であった。

神宮では、御塩、御麻により使のほか、幣帛や神饌、祭祀奉仕者まで祓がなされる。明治四年九月十六日の神嘗祭が斎行、豊受宮（以下、外宮）では宮司と使の対揖の後、「御塩大麻ヲ執リ官幣神馬使司ニ灑ク」とあり、手水がな

される。皇大神宮（以下、内宮）では、「権主典二人進出先一人御塩ヲ灑次一人大麻ヲ揮先官幣神馬次使次少宮司」という行事となっている。⁽²⁵⁾内宮と外宮で作法に若干の文言の相違はあるが、祓詞は用いず、御塩と大麻によって官幣、神馬、使、太少宮司の順で、祓が修された。なお、祓詞を用いず、祓具として大麻の他に塩湯を用いているのは、『江家次第 十三神事』伊勢公卿勅使進発路次儀條に「至三鳥居外内二人出来、先一人取二大麻一懸一息氣二了、次一人灑二塩湯」とみえるように蓋し神宮祭祀の伝統に基づくものであろう。

神宮にみられるこうした祓は、若干の例を確認するのみである。明治二年七月六日には、「四五月ヨリ頻ニ霖雨氣候不順ニ付穀物成熟之程深／御煩慮被為在」により、太宮の氷川社、准勅祭社とされた神明宮、同じく日枝神社に対して、風雨順時五穀成就のため、臨時に奉幣がなされた。⁽²⁶⁾

当日の氷川社の次第によれば、「早旦開神殿扉／次供神饌／使参進／次神主以大麻祓御幣物辛櫃置神前／次使進神前／次奏宣命／次神主受取宣命置神前／次返祝詞／退座／次撤神饌／鎖扉」とある。当日の祭典では、神祇官権判事青山稻吉（景道）以下、神祇官人が差遣されたが、祓を奉仕したのは、神祇官人ではなく、氷川社の神主であり、祓詞も読まれていない。神明宮、日枝社における祭典も同様の次第である。

また一方で、神祇官人のみが差遣される奉幣祭典も実施されていた。

明治維新以降、国家の功績のあった功臣や皇族に対し、神祇官内や新たに神社が創設され、奉幣がなされることとなったのであり、崇徳上皇を祀る白峰宮や護良親王を祀る鎌倉宮、豊臣秀吉を祀る豊国社、癸丑以来の国事殉難社を祭った招魂祭などが挙げられる。⁽²⁷⁾

新儀となるそれらの祭典では、行事次第や幣帛など、祭式の内容は一定していなかったが、神祇官の官人が参向し、開扉（或は降神・昇神）、神饌献撤、祝詞奏上、幣帛献撤といった行事により次第が構成されており、手水や祓といった祓禊の行事が行われていないことは共通している。

以上、明治初年における奉幣祭祀を確認した。このうち、三勅祭をはじめとする伝統的な神社に加え、新たに勅祭社の列に加わった神社においても、その例祭では、太政官から宣命使、神祇官から奉幣使が勅使として差遣されることになった。そして、それら勅使を対象として、祭典に先立ち、神祇官人が中臣祓を読み、榊の枝を取って祓う行事が実施されることとなったのである。

四 神社祭式の制定過程と「修祓」

神祇官では、勅祭となる神社をはじめ、管轄する神社を

「官社」とし、その序列を明確にしたうえで、公的祭祀を実施していくことが課題とされており、同年十月二十五日には、神祇官に対して、「一 官社以下神社順序定額之事」「一 祭政一致之意二基キ祭典式府藩県一定之事」「一 神官職制並叙位之事」の三条について、「永世之規則」を設けることが沙汰された。⁽²⁸⁾

翌四年五月十四日、官社以下定額として、古代の官幣社、国幣社のほか、府社・藩社・県社・郷社を新たに定め、「国家の宗祀」としてそれぞれの社格に位置づけることとなった。そして、この社格の制定に基づき、神社の祭式が神祇官、神祇省を経て、式部寮によって考案されていくことになる。⁽²⁹⁾

本節では、勅祭における行事として定着した祓の儀が、神社祭式の制定過程において、どのように位置づけられていったのか考察してみたい。

明治四年八月八日、神祇官は廃官となり、神祇省が設置されて国家祭祀を官掌することとなった。神祇省では、宮中を始め、神宮、官国幣社の祭祀を公的に位置づけるため、同年十月二十九日、宮中祭祀、神宮・神社の公的祭祀・神事を定めた四時祭典定則および地方祭典定則を制定した。⁽³⁰⁾

四時祭典定則では、宮中祭祀と神社祭祀を大・中・小の国家祭祀に位置づけた。宮中祭祀について述べると、大祭

は、元始祭^{正月三日於皇廟祭之}・皇太神宮遥拝^{九月十七日同上}・神武天皇祭^{三月十一日同上}・孝明天皇祭^{五月二十日同上}・新嘗祭^{十一月卯日於皇廟代}（以上、天皇親祭）、

御桃園光格仁孝天皇三天皇祭^{式年御正於皇廟}・祈年祭^{三月四日於皇廟}・月次祭^{六月一日於皇廟}（太政大臣が祝詞奉仕）、中祭は、御歴代式年祭^{式年御正於皇廟}・

外国定約祭^{皇廟}・遣外国使祭^{同上}・御神楽^{十二月同上}・鎮魂祭^{十一月寅日於皇廟}（左右大臣が祝詞奉仕）、小祭は、春秋祭^{二月八日於皇廟}・天長節^{九月二十二日於皇廟}

（神祇卿が祝詞奉仕）、節朔御拝・御正辰祭^{御歴代正於皇廟}（神祇省奉行卿輔祝詞奉仕）、日日御代拝・日供である。

神社祭祀では、勅祭となる神宮、官幣社の祭祀が掲げられ、大祭に神宮神嘗祭^{九月十日於皇廟}（祭使神祇卿^{少輔}或ハ大掌典以下発遣）

賀茂祭^{四月}・氷川祭^{六月}・熱田祭^{同上}・男山祭^{八月}・鹿島祭^{同上}・香取祭^{八月}・出雲大社・宇佐神社〔右二社式年祭五ヶ年一度祭之〕

（祭使神祇大丞掌典等発遣）、中祭には春日祭官幣大社例祭〔松尾、平野、稲荷、大神、大和、石上、広瀬、龍田、丹

生川上、枚岡、大鳥、住吉、生国魂、広田〕（祭使大掌典）、小祭は、梅宮祭以下六社〔梅宮・貴船・大原野・吉田・北

野・八坂〕^{中社}および式年祭^{祭年}（使同上）とされた。

一方、地方祭典定則では、国幣社以下府県社、郷社の公的祭祀・神事について、いずれの社格においても、祈年祭、新嘗祭、例祭を実施し、国幣社では大少参事以下官員が参

向（知事が祝詞奏上）、府県社では大少参事一員属等参向（祠官が祝詞奏上）、郷社では郡郷出張の地方官区長等が参向

（祠官奉仕）することとし、元始祭^{正月三日於皇廟祭之}・皇太神宮遥拝^{九月十七日同上}・

神武天皇祭^{三月十日同上}を各社で斎行することの他、天長節・六月祓を海内で適宜行うことが定められた。官幣社では神祇省の官員が使となり、国幣社以下の使には地方官の官員が参

向することとされた。

このように、神社の公的祭祀・神事が示されたことで、神祇省では、祭祀を斎行するための基準となる祭式を考案

するところとなった。近年、藤田大誠により、神祇省の官員である国学者、小中村清矩が、神社の由緒や宮中祭祀に

関する調査のほか、神社の祭式に関する調査を行っており、「国幣官社祭式」と「府藩県社尋常祭式」の祭式書は、廃

藩置県が実施される明治四年七月以前の段階から構想されており、神祇省が廃止されるまでに、『地方祭典』、『祭儀』、『祭式』といった、「神社祭式」の制定の前提となる祭式の

調査・立案に深く関与していたことを明らかにしている。⁽³¹⁾

ここで、神祇省における祭式の構想について、藤田の指摘している小中村が関与した前述の祭式書に焦点をあてて検討することにした。

まず、最も早い段階に成る「国幣官社祭式」について、その次第はつぎのとおりである。⁽³²⁾

祈年祭

二月四日国幣官社ニ於テ祭之／知事散斎三日致斎一日

参事以下序中致齋一日此日／祭日觀察ヲシテ祭庭ヲ糺寮セシム 兵員ヲシテ社頭ヲ警衛セシム／祭日刑獄ヲ止メ仏事ヲ停ム 梵鐘ヲ禁止ス

次第

早且神官神殿ヲ裝飾シ舗設ヲ具ス如式／已刻宮司以下着座同上／次地方官参事以下着座同上／次宮司殿ニ昇リ御扉ヲ開ク／此間神楽ヲ奏ス／次宮司祝詞ヲ奏ス／次知事参向シテ幄舎ニ着ク權宮司手供之／次神饌ヲ供ス宮司以下供之／次序掌御幣櫃ヲ門内ニ入レ砌下ニ置ク／次知事祓座ニ着キ解除ノ儀アリ觀例／次知事拜殿ニ昇リ著座ス／次序掌幣帛ヲ出シ属ニ授ク属執テ殿ニ昇リ案上ニ置ク如式／次知事兩段再拜八開手ヲ拍ツ神官地方官共ニ心之／次宮司幣帛ヲ神前ノ案上ニ奉ル

次知事ノ一ヲ奏ス訖テ再拜／次宮司知事ノ前ニ進ミマタテ一ヲ請ケ神前ニ奉リ知事ノ前ニ復リテ返祝詞ヲ申ス拍手大知事心之／次知事玉串ヲ執テ拜礼拍手大畢テ幄舎ニ帰座ス(以下略)

(棒線部筆者注)

この次第によれば、宮司の祝詞奏上後、神饌が供される(献饌)間に、知事が参向し幄舎に着き、手水があり、つ

ぎに祓座に付いて「解除ノ儀」を行うことが記されている。また、次宮司知事ノ前ニ進ミテ一ヲ請ケ神前ニ奉リ知事ノ前ニ復リテ返祝詞ヲ申ス」とあり、勅祭の次第に見られる祓の行事や返祝詞ことなど、小中村は、勅祭社に準じた祭式を構想したように思われる。

また、「府藩県社尋常祭式」では、手水を始め、祓に関する行事はなく、官国幣社と、府藩県社以下の神社について、勅祭に関連する行事をもって、区別していたようである。⁽³³⁾

こうした小中村の祭式の構想と神社祭式との関わりを窺えるのが、明治五年二月に行われる祈年祭に際して制定された「官国幣社祈年祭式」(以下、「祈年祭式」とする)であり、当日の次第は以下のとおりである。⁽³⁴⁾

早且神官神殿ヲ裝飾シ舗設ヲ具ス／朝第八字宮司以下神官幄舎ニ着ク／次長官以下官員幄舎ニ着ク手水アリ／次属幣櫃ヲ門内ニ入レ砌下ニ置ク／次宮司殿ニ昇リ御扉ヲ開ク／此間奏樂神楽歌或ハ社頭相伝ノ樂等適宜次宮司祝詞ヲ奏ス／祝詞(略)／此間奏樂神楽歌或ハ社頭相伝ノ樂等適宜次宮司以下神饌ヲ供ス訖テ神官一同列坐拍手拜／此間奏樂／次長官殿ニ昇リ着座ス／次属幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ案上ニ置ク案字便宜ノ所ニ備置シ此ハ幣物ヲ飯ニ置ヘキ設也／次長官幣物ヲ神前ノ案上ニ置テ奉之／次長官祝詞ヲ奏ス再拜／祝詞略／次長官玉串ヲ執テ拜礼二度／訖テ下殿シ幄舎ニ

婦坐ス長官ノ玉串ハ大属ヲ昇／次宮司同上拜礼復テ下殿セズ本坐ニ

禰直執ヲ昇殿シ授ス／次権宮司以下神官拜礼コ直執ヲ昇殿シ授ス／次地方官員拜

礼／次宮司以下幣物及神饌ヲ撤ス／此間奏樂／次宮司

御扉ヲ閉ツ訖テ下殿シ幄舎ニ婦坐ス／此間奏樂／次長

官以下官員神官退出

「祈年祭式」では、官幣社、国幣社で共通の行事次第で

あり、宮司と使である地方の長官が、祭典の開始時から幄

舎に着座している次第となっている。地方の長官以下官員

が幄舎に着くと手水の儀が行われるが、官幣社の次第で

あっても、「修祓」や「返祝詞」といった行事は記されて

いない。

また、次に見る『地方祭典』は、「地方祭典定則」の制

定をうけて作成されたものであり、国幣社以下の社格に応

じて、それぞれの神社祭祀、神事の祭式を示した内容とな

っている。⁽³⁵⁾

その祭式の内容については、祈年祭、新嘗祭、例祭とも

共通の次第となっているので、ここでは国幣社の祈年祭に

ついてみることにしたい。

国幣官社祭式／○祈年祭次第

早且神官神殿ヲ裝飾シ舗設ヲ具ス如式／祭式時刻二至

リ宮司以下神官幄舎ニ着ク／次参事以下官員幄舎ニ着

ク拜礼アリ／次宮司殿ニ昇リ御扉ヲ開ク／此間神楽歌ヲ

奏ス／次宮司祝詞ヲ奏ス／【祝詞略】／次長官幄舎ニ

着ク拜礼アリ／次庁掌御幣櫃ヲ門内ニ入レ砌下ニ置ク／

次宮司以下神饌ヲ伝供ス／此間神楽歌ヲ奏ス／次長

官殿ニ昇殿着坐ス／次庁掌幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ属ニ授

ク属受テ殿ニ昇リ案上ニ置ク／次宮司幣帛ヲ神前ノ案

上ニ奉リ八開手ヲ拍ツ訖テ本坐ニ復ス／次長官神殿ニ進ミ両段

再拜訖テ祝詞ヲ奏ス【祝詞略】／次宮司長官ノ前ニ進

ミテ祝詞ヲ請ケ神前ニ奉リ長官ノ前ニ還リテ祝詞ヲ奉

タル由ヲ申し拍手長官応之（以下略）

（棒線部筆者注）

『地方祭典』では、宮司の祝詞奏上献饌にかけて、地方

の長官の手水があり、献饌の後に、地方の長官が昇殿、著

坐することや、案上に置かれた幣帛を宮司が奉り、長官の

奏上した祝詞を宮司が受けて、神前に奉り、そのことを長

官に伝えるといった返祝詞に倣った行事があるなど、小中

村が明治四年七月以前に草した「国幣官社祭式」と近似し

た次第となっている。但し、使に対する手水はあるものの、

祓は行われていない。なお、新嘗祭、例祭ともに同様の次

第となっている。

「府県社祭式」では、神殿の裝飾の後、祠官祠堂、参事

以下の着坐、祠官による開扉、祝詞奏上、献饌、祠官が神

前に幣物を奉り、祠官の玉串を執り拜礼、参事以下拜礼、

撤饌、閉扉、退下という次第である。新嘗祭、例祭についても同様の行事次第であり、郷社祭式については、「府県社祭式」に準じて行うこととしている。

『地方祭典』の祭式では、国幣社と府県社以下の祭典において、行事次第に差異を設けており、返祝詞、手水の行事は国幣社のみとなっている。そして、国幣社以下の祭式には、祓の行事が一切設けられていない。

そして、小中村が関わったとされる祭式書に、官幣社以下の行事次第を内容とする『祭式』、『祭式』に掲げられる行事や調度類について、項目を立てている『祭儀』がある。両書は、その内容から対をなすものとして、両書が「神社祭式」の制定にあたり参考されたことは、すでに指摘がなされているところである。両書については、それぞれ諸本が確認されるが、神社本庁には、『祭式』、『祭儀』の写本が一冊に収められており、表題に「正二位大教正近衛忠房
従五位大教正千家尊 謹撰」とある。明治六年四月に書写したと記されているので、両書ともに上申された当時の内容のものであらうと思われる。以下、『祭儀』『祭式』については、神社本庁所蔵本に拠ることにした。

まず、『祭儀』については、拜礼（八開手・両段再拜・拍手・略神拝）、散斎、致斎、警儀、装飾、舗設、平闔・神楽・解除・祝詞・幣物・神饌・玉串・志泥・麻・庭燈・神

籬の項目を掲げている。

解除の項目では、「ウラエ祓ノ座ニ八足ノ机ヲ設ケ切麻ウラヲ置ク座ニ着テ祝詞ヲ読ミ微音次二切麻ヲ採テ身体ヲ摩デ口氣ヲ吹き懸テ坐ノ前ニ棄置クナリ」としている。

なお、同書には手水に関する記載がないが、『祭儀』の前段階となる作業においては、「手水」の項目があり、「神門ノ傍ニ水桶ヲ置キ白紙ヲ竹ニ挿ミ社人一人侍シテ参向ノ官員ニ盥漱セシム」との条文があり、附紙に「コレハモト国幣社祭典式ノ儀ヨリシテ設ケタル條也サレハ神門ノ傍ニ云々トアル上ニ祈年新嘗等ノ祭ノ時ナト云文ヲ加フヘキ：（小中村印）」と記されている。(37)小中村が「地方祭典」同様、国幣社の祭典に地方の官員が参向する際の行事として、手水を行うもの、という認識があったことが窺える。

ただし、解除について官幣社の行事であるという解説はなされていない。その記述から、祓の座に着き、祝詞を読み、切麻で身体を祓う作法を行うのは、祭祀に奉仕する個々人であり、修祓の行事が想定されていなかったのではなからうか。

では、小中村や神祇官人によって考案された『祭儀』の行事は、『祭式』の次第にどのように反映されているのだろうか。

同書の目次には「官幣国幣官社式」（祈年祭・新嘗祭・例

祭)、「府県郷村社式」(祈年祭・新嘗祭・例祭)、「以下祭式官社以下神社一般之通規トス」として、元始祭・神武天皇御陵遥拝・天長節祭・大祓を掲げている。

「官幣国幣官社式」では、官幣社と国幣社は共通の内容であり、祈年祭・新嘗祭・例祭の行事次第も同様となっている。

では、その祭式の内容について、祈年祭を見ると、行事のなかには、割注において若干の文言が追加されているものがある程度で、明治五年二月の「祈年祭式」の行事次第において変わるところはなく、長官以下官員が幄舎に着き、手水の儀があるのみで、「修祓」のことは記されていない。

また、「府県社祭式」においても、「早旦神官神殿ヲ裝飾シ鋪設ヲ具ス／朝第八字祠官祠掌着坐／次参事以下着坐手水ノ儀アリ」とあって、参向する官員に対しては、官国幣社同様、手水の行事が実施されている。

官幣社以下、いずれの祭典においても参向する官人は勅使ではなく、地方の長官(知事)となっている。『祭式』の立案者達からすれば、官幣社の例祭においても勅使の参向はなく、使となる地方の官人に対して、祓を行う必要性を認めていなかったものと考えられる。

しかし、明治六年二月には、官幣社の祭典には地方官が参向することが布告され、これをうけて式部寮達番外「官

幣諸社官祭式」が制定されることとなった。⁽³⁸⁾

その次第は、つぎのとおりである。

早旦神官神殿ノ御装束ヲ奉仕ス／午前第八時知事以下社頭ニ参向シ神門外ニ於テ手水ノ儀アリ／次知事以下同所祓ノ幄ニ著ク神官祓ノ詞ヲ読ミ柵ノ枝ヲ執テ祓フ／次知事以下神門ヲ入り幄舎ニ候ス／次属御幣櫃ニ副テ進ミ庭上ノ便所ニ置ク／次神官ノ長官祭儀具スルノ由ヲ知事ニ申ス／次開扉神官ノ長官之ヲ勤ム／神楽歌ヲ奏ス神官奏樂ヲ心得サレハ之ヲ略スルモ妨ケナシ下同シ／次属御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ飯ニ案上ニ置ク案ハ予メ便宜ノ所ニ設ク／次神官ノ長官御幣物ヲ執テ神前ノ案上ニ奉リ再拝拍手シテ退ソク／次知事殿ニ昇リ先ニ拝祝詞ヲ奏シ又ニ拝祝詞ヲ懐ニシ本ノ幄舎ニ退ソク／次神饌ヲ撤ス神官之ヲ勤ム／神楽歌ヲ奏ス／次閉扉神官ノ長官之ヲ勤ム／神楽歌ヲ奏ス／次知事以下退出ス

この次第では、「祈年祭式」の他、これまで見てきた祭式の内容と比べると、行事次第において、大きな変更が見られる。その要点として、①神饌の奉献の前に官司の祝詞奏上があつたが、これが削られ、祝詞の奏上は、神饌・幣物の奉献後の知事による奏上に限られていること、そして、②祭典前に神官の長官によって、知事に「祭儀具スルノ由」が告げられること、③知事以下が祓の幄において、

「修祓」が行われていること、④玉串を執り拝礼がなくなったこと、が挙げられる。①を除くと、凡そ明治三年以降、新儀にかかる大奉幣の行事次第の内容を反映したものととなっている。

このように、式部寮では独自の祭式の構想を示し、その一方で、翌四月には、神祇省期における官国幣社共通の祭式の構想を持つ『祭式』が上申されることになるのである。式部寮では、引き続き『祭式』についての編集がなされ、明治七年四月段階において成案となった。そして、翌八年四月、式部寮達「神社祭式」が制定され、官幣社と国幣社³⁹⁾についての祭祀、神事に関する祭式が示されることとなった。

ここで、官幣社の例祭の次第をみておきたい。⁴⁰⁾

地方ノ長官以下祭ニ関ル官員及神官共二前日ヨリ齋戒シ地方ノ長官正庁ニ臨ミ御幣物ヲ点検シ属ニ附ス
当日早旦神官神殿ヲ裝飾スノ午前第八時神官ノ長官以下
下幄舎ニ著クノ次地方ノ長官以下社頭ニ参向シ神門外
ニ於テ手水ノ儀有リノ次同官以下祓ノ幄ニ著ク神官祓
ノ詞ヲ讀ミ榊ノ枝ヲ執テ祓フノ【祓詞略】ノ次同官以下
下神門ヲ入り幄舎ニ候スノ次属御幣櫃ニ副テ進ミ庭上
ノ便所ニ置クノ次神官ノ長官祭儀具スルノ由ヲ地方ノ
長官ニ申スノ次同官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ候ス

ノ此間奏楽ノ次同次官以下神饌ヲ伝供スノ此間奏楽ノ次属御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ飯ニ案上ニ置ク
案ハ予メ便宜ノ所ニ設クノ次神官ノ長官御幣物ヲ執テ神前ノ案上ニ奉ル
再拜ノ次地方ノ長官殿ニ昇リ祝詞ヲ奏ス
再拜ノ【祝詞略】ノ次同官玉串ヲ献テ拝礼畢テ下殿幄舎ニ復ス
玉串ヲ附スル儀祈年祭ニ同シノ次同官員拝礼ノ次神官ノ長官玉串ヲ献リ
玉串ヲ附スル儀祈年祭ニ同シノ次同次官以下拝礼ノ次同官以下御幣物及神饌ヲ撤スノ此間奏楽ノ次同長官御扉ヲ閉ツ畢テ下殿幄舎ニ復スノ此間奏楽ノ次各退出
この次第では、「官幣諸社官祭式」と同様、①地方の長官による祝詞奏上、②「祭儀具スルノ由」、③「修祓」が行われ、これに地方官、神官双方による「玉串ヲ献テ拝礼」が加えられた内容となっている。なお、参向する地方官員については、幄舎に着くまでに手水があるが、神官側においては、何れの祭典においても手水の記載がない。
このように式部寮では、祭典の開始に先立ち、禊祓に關わる行事は使を对象とし、とりわけ明治期以降、勅祭において実施されたものとして、その伝統を残す形で官幣社の例祭に祭典に先立ち、使を对象として「修祓」を行うこととしたのである。

五 祓詞について

これまで述べてきたように、明治初年の勅祭では、祓詞が読まれ、勅使を祓う行事が行われてきた。その祓詞とは、古代以降の伝統に基づき、中臣祓が用いられている。

中臣祓は、大祓詞が奏上体の形式を以て用いられたものであり、国家行事としての大祓が衰退後、僧侶や陰陽師による私的祈禱に用いられていった⁽⁴¹⁾。また、朝廷の神事においても、天皇の御贖の儀や行幸、前述したように、御禊や春日祭の社頭の儀に際しての祓など、この中臣祓が奏上され、朝野にわたり、さまざまな神事に用いられてきた。近世後期に入り、国学が興隆すると、賀茂真淵の『祝詞考』や本居宣長の『大祓詞後釈』をはじめ、国学者によつて大祓詞について実証的な研究の対象となるとともに、大祓詞は大祓の儀式のなかで読まれるものであり、中臣祓を神前で奏上することを批判する主張がなされるようになる⁽⁴²⁾。神祇官にあつて、国家祭祀を担当する殆どの者たちが、彼ら国学者の道統に連なる者であることを考えると、国家祭祀に中臣祓を用いない祓のあり方を模索したことは想像に難くない。

明治初期における公的祭祀・神事において、祓の行事が行われている例は、祓詞を用いない場合のものと、中臣祓

以外の祓詞を用いる場合のものとが確認できる。

まず、前者についてであるが、慶応四年三月十四日、「天神地祇御誓祭」が挙げられる。これは、明治天皇によつて五カ条の御誓文が宣読され、諸侯が就約を行ったことと知られるが、この儀式は神式によつて齋行されたものである。

その次第は、

塩水行事／散米行事／神祇督着座／神於呂志神歌／献供／天皇出御／御祭文読上／天皇御神拜／御誓書読上
／公卿諸侯就約／天皇入御／撤供／神阿計神歌／神祇督勤⁽⁴³⁾之／群臣退出

とあり、天皇が出御して、三条実美による祝詞の奏上後、天皇親から幣帛である御玉串が奉られた。その祭式のなかで、天皇の出御前に、「塩水行事」、「散米行事」が行われ、それぞれの祓具を用い、祭場を清めるために、神前ほか四方を祓うことが行われた⁽⁴⁴⁾。この次第を起草した六人部は愛は、父是香の祭式書に倣い、神宮祭祀の祓の古儀に基づき、祓詞を用いない形で祓を考えていたものと思われる⁽⁴⁵⁾。

後者については、この他には、清祓があげられる。同行事では、罪・穢を払拭するため、その土地や建物を対象に行われたものであり、宮中では大祓が衰退した後、吉田家の奉仕により、清祓を以て、祓の神事を行うこととなった。

明治に入り、早い時期に確認される清祓の例は、神社の創建に際して行われている。その例として、幕末期より、社殿が創建され、祭祀が営まれるようになったのが白峰宮である。⁽⁴⁵⁾

明治元年九月四日、白峰宮では「新宮清祓式」を始め、「大殿祭式」「御門祭式」「鎮火祭式」「地主神祭式」「道饗祭」といった一連の祭典が執り行われた。その次第は次のようなものである。⁽⁴⁶⁾

当日早旦神座敷設／其儀置高案一脚于神殿中央建神籬
／次迎神詞／掛卷毛畏文祓所乃大神等此乃伊豆乃真栄木乃
神籬乃於利麻志万世／次献神饌／次祝詞／今献留御饌
御酒御肴受給比此乃宮所尔挂止挂留枉事罪穢衰祓比玉比清米
玉止畏美畏美毛白須／次天津祝詞／高天原尔神留里坐須
云々（以下略）／次修禊事／其儀以榊小枝掃祠殿四方
左右畢時米散塩亦各向四方儀如榊／次撤神供／次送詞
／掛卷毛畏文祓所乃大神等本乃御座尔復利鎮利坐登世白須須退出
この次第では、祓戸神を祭神とし、降神、献饌、祝詞の奏上の後、「天津祝詞」が読まれ、「修禊事」が行われる。なお、翌年の鎌倉宮の造営の際には、「清祓式」ほか、他の祭儀も、白峰宮と同様に行われている。
この「天津祝詞」は、祝詞文の冒頭から中臣祓詞とも思われるが、「禊の祓詞」である可能性も指摘できる。

禊の祓詞は、古代においてどのように用いられていたかは不明であるが、吉田家では「八部祓」の一つとし、天皇の御拝の作法として、これを伝授している。⁽⁴⁷⁾ また、白川家や神宮においても伝来の禊の祓詞があり、それぞれの流派から、神職等がこれを受容することもなされた。

国学者平田篤胤は大祓詞の文中にある「天津祝詞太祝詞」について、大祓の際に奏上していた祝詞が存在していたこと、そして、その「天津祝詞」は、天津神より教え伝えられた祝詞として、大祓の際に奏上されていたものが、時代を経て祝詞のみが伝わらなくなってしまったとし、祓戸の神々に対して奏上される「禊の祓詞」が、当該祝詞であるとして、吉田・白川・伊勢・垂加の各神道家に伝わる禊の祓詞を検証した。そのうち、垂加神道に伝来するものが最も妥当であるとし、その詞に篤胤が加筆修正したものを「天津祝詞」としたのである。

宮廷での臨時の清祓は室町時代以後吉田家の司るところとなり、応仁の乱で一時中絶した恒例の大祓も、元禄四年（二六九一）の再興後、吉田家が清祓と称して幕末まで奉仕し、内侍所の西庭で行なった。⁽⁴⁸⁾

明治二年六月十八日、十二月十九日は、吉田良義の奉仕により実施された。このときの祭式がどのようなものであったかは分からないが、吉田家流によって行われてきた

最後の清祓であったものであろうか。翌明治三年六月、このときの清祓は、つぎのような次第で行われた。⁽⁴⁹⁾

先設祓具／次庭燎／次北階ヲ昇リ清水／次着坐／次二拝／次大祓詞／次拍手二／次祝詞／次拍手二／次二拝／次進テ執衾祓除^{三度}_{左右左}／次執衾昇北階經御後入内陣祓除如前経路下殿／次御服所々南於階下授弁官／次弁官献 御前／次以弁官返賜 初所／次一揖訖テ撤祓具／次撤庭燎／次各退出

祝詞

高天原^尔神留坐^須神魯伎神魯美^乃命以^皇皇御祖伊邪那岐命筑紫日向^乃橘^乃小門^乃阿波岐原^仁御禊祓^比給^比時^尔生坐^留被戸^乃大神等諸^乃枉事罪穢有^婆祓^比給^比清^米給^止閉^申事^乃由^乎天津神国津神八百万^乃神等共^尔天^乃班馬^乃耳振立^耳聞食^止種々^乃物^乎礼代^止奉利^美恐^母白^須

この次第では、大祓詞が読まれたのちに、前述の清祓同様、祓の神々に対して祈願の祝詞が奏上され、天皇に衾を左・右・左と振り、天皇に御服が奉られている。

そして、その「祝詞」の内容が、篤胤の主張する「天津祝詞」と全く同様の文言の禊の祓詞が読まれていることは注目されよう。

明治初年の段階では、祓の神事のなかで、大祓詞（中臣祓）が中心的な役割を担っているが、そのなかでも祝詞と

して禊の祓詞が用いられる点が指摘できる。

この禊の祓詞が、中臣祓を伴わず、単独で読まれるようになるのは、式部寮が神祇祭祀を担当することになった後のことである。すなわち明治五年（一八七二）四月十九日に実施された松尾社の祭式には、つぎのような記述がある。⁽⁵⁰⁾

解除祓詞^{賀茂上下松尾吉田等祭解除祓詞今度改之}

高天原^尔神留坐^須神呂岐神呂美^乃命以^皇皇御祖神伊邪諾命筑紫日向^乃橘^乃小戸^乃阿波岐原^尔身曾岐祓^比賜^布時^尔生坐^留被戸^乃大神等諸^乃枉事罪穢^乎被賜^乎清^米賜^止閉^申事^乃由^乎天津神国津神八百万^乃神等共^尔天^乃班馬^乃耳振立^耳聞食^止恐^美恐^母白^須

この詞の内容も、篤胤の「天津祝詞」と同様のものとなっている。これが神社祭祀（官幣社）の祓詞として採用されるに至った経緯については、神祇省時代における小中村の祭式に関する資料や、その後の式部寮の祭祀関係の資料からも具体的に記すところがないので、明確なことは言えないのであるが、その背景としては、これまで見たとおり、清祓に用いられた前例があり、これが中臣祓を用いぬ諸事情により、適当な祓詞とされたと指摘しておきたい。したがって、これ以降の官幣社の祭典においても同様に、「修祓」に際して、この祓詞が用いられることとなったものと思われる。明治六年三月の「官幣諸社官祭式」では、

祓詞についての記載がないが、この篤胤による禊の祓詞が用いられたものと思われる。

その後、式部寮では、「神社祭式」を制定する運びとなり、改めて祓詞の編輯がなされ、その文言を次のように定めたのである。

掛卷母恐伎

伊佐奈伎大神筑紫乃日向乃橋乃小門乃阿波岐原禰御禊祓給

比時禰生産留祓戸乃大神等今日仕奉留官人等我過犯留世罪穢

有良牟祓給比清給倍申須事聞食世恐美恐美白須

六 おわりに

古代以降、三勅祭のなかでは、春日祭では、社頭の儀に際し、祓戸において上卿、弁に対して行われていたが、そうした祓の行事は、その後、元禄期に賀茂祭の旧儀再興の際、春日祭同様に行われるようになった。幕末から明治にかけて、勅祭が再興されていくなかで、明治二年の神祇官の再興が画期となり、すべての勅祭において、祓が勅使に対して行われることとなった。その後、神祇官から神祇省へと改組し、公的祭祀が全国の官社を対象として実施された。しかし、その後、神社の祭式が模索されていくなかで、勅使が参向しない祭祀に、勅祭同様、祓戸における祓を実施することには、消極的であった。明治六年二月以降、神

宮を除いて、勅使の差遣がなくなり、政府内において官幣社・国幣社のあり方が課題とされるなか、神社の祭式の内容をめぐって、式部寮と教部省との間においては、その内容をめぐって協議がなされており、「修祓」については、官幣社の例祭にのみ実施されることについて、教部省では「此祭ニノミ祓ノ儀アリテ余祭ニ無キハ如何祈念新嘗ノ両祭モ共ニ地方官出張ニテ事ヲ行ヘハ同シク此儀有ルヘキ但シ例祭ニハ地方ノ長官祝詞ヲ奏スル殊サラナル大祭ノ故ニモ有ヘケレト然ラハ小祭ナリトテ関係ノ官人祓セサル理ハアルマシキ歟」との見解が寄せられており、これに対して、式部寮では、「余祭ハ地方官専当スルノミ故ニ祓ナキ也」と回答をしている⁵¹。すなわち、地方官の使が参向する祭典においても、とくに例祭においては、地方の長官は祝詞を奏上する役割に鑑み、祓を行うというものであり、かかる式部寮の案に基づき、「神社祭式」では、官幣社の例祭のみ「修祓」が実施されることとなったのである。

また、祓の行事では、伝統的に中臣祓が読まれていたが、式部寮の設置を境に、勅祭において「禊の祓詞」が採用されることとなった。その理由を示す明確に示す根拠を得ることはできなかったが、大祓詞（中臣祓）を奏上する際、祓の神々に対する祝詞を奏上することが、神祇官内で実施されていたこと、また、神祇官以降の既定路線である祭典

の簡略化に沿うものであったろう。明治五年に生じた勅祭の新しい伝統は、太政官からの勅使に対する神祇官の官人による祓から地方官からの使に対する神社の神職による祓へと移行するなかで採用されることになった。

祓具については、明治以降、贖物・祓物が姿を消し、祓詞が読まれた後、「榊の枝をとりて祓う」という作法が行われることになった。明治四十年六月の「神社祭祀行事作法」の制定により、その作法は、左・右・左と振ることが定められ、今日に至っているが、近世以前の春日祭における勅使に対する祓の伝統を考えると、公的祭祀という意味では、新しい伝統と言えよう。

こうして、「修祓」が近代以降の勅祭の伝統を継承しつつ、官幣社の例祭で実施されることになった。しかし、それ以外の祭典において、祭祀に奉仕する者が手水を以て、十分と考えていたのだろうか。神社側における祓の認識や実践について、なお検討を要する問題であり、今後の課題としたい。

註

- (1) 高原玄承「修祓について」(『神道宗教』一五五号、平成六年六月)。
- (2) 川出清彦『祭祀概説』(学生社、一九七八年五月)、三六

頁。

- (3) 座田司氏「祭祀に就いて」(東方書院、昭和十年六月)。
- (4) 春日祭の旧儀については、岡本彰夫「春日祭旧儀考(上)」(『神道宗教』第一六四号、平成八年九月)を参照。
- (5) 笹生衛「祓う人形・捧げる人形―人形の源流と信仰―」(日本人形玩具学会誌「人形玩具研究 かたち・あそび」第二十四号、二〇一四年三月)参照。
- (6) 「天文年中春日祭次第^{文政}」(『続群書類従・第二輯上 神祇部』、続群書類従完成会、大正十二年七月所収)参照。春日祭など、近世期における勅祭の再興過程については、藤井貞文「近世に於ける神祇思想」(春秋社松柏館、昭和十九年五月)を参照。
- (8) 国立公文書館所蔵「春日祭旧儀御再興次第類 甲」参照。国書刊行会編『続々群書類従』第一「元禄七年加茂祭祀」(国書刊行会、一九六四年)。
- (9) 国立公文書館所蔵「石清水放生会惣次第」。
- (10) 臨時祭については、三橋正「平安時代の信仰と宗教儀礼」(続群書類聚完成会、平成十二年三月)を参照。また、近年、文化年間に臨時祭が再興されたことについて、文化期の朝暮間が協調的であったことについての指摘がなされている。(研究発表)岡本和真「石清水・賀茂臨時祭再興に関する一考察」(『神道宗教』第二三六号、平成二十六年十月)参照。
- (11) 国立公文書館所蔵「石清水臨時祭次第」による。
- (12) 前掲藤井「近世に於ける神祇思想」参照。
- (13) 国立公文書館所蔵「押小路文書 十三」。
- (14) なお、祭典前に神職や使が祓を修していたことについて
- (15)

- は、前述したとおり、『貞観儀式』春日祭のように、祭典前日に神饌を弁備する者の祓や、また、神宮では、「川原」修「御祓」、兼召「儲陰陽師並御祓具」とあり、陰陽師による祓を受けてから、神宮へ参向していたとされている。他の神社においても、斎館で祓を修いたことも考えられるが、ここでは指摘に留め、別稿に委ねることとする。
- (16) 宮内公文書館所蔵『諸祭儀 明治元年』による。
- (17) 宮内庁書陵部所蔵『諸祭儀 明治元年』による。
- (18) 明治新政府の神祇行政を担った亀井茲監、福羽美静ら津和野派国学者が、天皇の「祭」の輔弼者は、同時に「政」の輔弼者とすべきで、公卿出身者による上卿・奉行・弁によって実施される祭祀が、天皇の祭祀を相対化させるものであるという見解を持っていたことが指摘されている。武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察」明治初年における津和野派を中心に―(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』、第一書房、昭和六十二年二月所収) 参照。
- (19) 宮内公文書館『明治二年 祭典録 賀茂祭の部』による。
- (20) 宮内公文書館『明治二年 祭典録 男山祭の部』による。
- (21) 阪本是丸「官社制度の成立と国家祭祀」(『国家神道形成過程の研究』第二章、岩波書店、一九九四年)を参照。
- (22) 国立公文書館所蔵『太政類典・第一編』第二百二十八巻・教法・祭典三による。
- (23) 二十九社奉幣については、阪本是丸「官社制度の成立と国家祭祀」(『国家神道形成過程の研究』第二章、岩波書店、一九九四年)、武田秀章「四時祭典定則成立過程の一考察」明治二年「年中祭儀節会大略」の紹介・翻刻を
- 中心に―(『神道学』一三六号、一九八八年二月)を参照。
- (24) 宮内公文書館所蔵『祭典録 明治三年 下』による。
- (25) 宮内公文書館所蔵『明治四年 年中祭典録 下』による。
- (26) 宮内公文書館所蔵『宣命祝詞 明治五年』。同書は、明治五年の国家祭祀の宣命、祝詞について記載したものであるが、そのなかに明治二年の奉幣関連の記述がみられる。
- (27) 前掲藤井「近世に於ける神祇思想」参照。
- (28) 国立公文書館所蔵『太政類典・第一編』大百二十二巻・教法・神社一による。
- (29) 神社祭式の制定過程については、前掲阪本「官社制度の成立と国家祭祀」、高原光啓「式部寮達「神社祭式」の制定過程」(『神道宗教』一九三号、二〇〇四年)を参照。
- (30) 国立公文書館所蔵『太政類典・第二編』第二百六十一巻・教法十二・祭典一による。
- (31) 藤田大誠「明治初年の国家祭祀形成と国学者―神祇官・神祇省の考証作業を中心に―」(『近代国学の研究』第三章、弘文堂、平成十九年十二月) 参照。
- (32) 東京大学総合図書館所蔵「陽春盧草稿」六による。
- (33) 東京大学附属総合図書館所蔵『古典講習科記録』所収「府藩県社尋常祭式」による。
- (34) 国立公文書館所蔵『太政類典・第二編』第二百六十一巻・教法十二・祭典一による。
- (35) 本書については、阪本是丸「近代の神社神道」(弘文堂、平成十七年八月) 所収、「明治維新と神社祭祀の変革―祭祀の変化と宮西諸助筆写『地方祭典』について―」、高原光啓、藤田前掲論文を参照。なお、本書を参照する

(36) にあたり、高原光啓氏の所蔵のものを借用した。前掲、高原、藤田論文参照。

(37) 東京大学総合図書館所蔵『陽春盧蒐集録 四』による。

(38) 国立公文書館所蔵『太政類典・第二編』第二百六十一巻・教法十二・祭典一による。

(39) なお、宮内庁図書寮文庫には、『祭式』と題する四冊の資料が所蔵されている。その大要を示すと、これらのうち、一冊は近衛・千家両名の記載のあるもので、前述した神社本庁所蔵の『祭式』と同様の内容のもので、それに加筆、訂正が加えられたものであり、その目次において、官幣社・国幣社共通の祭式となっている。残りの二冊の内容については、祈年祭、新嘗祭（官国幣社共通）、官幣社例祭、国幣社例祭、府県社（祈年祭、新嘗祭、例祭）、郷村社（同上）、官幣社以下一般通式の項目が見られる。これらは、明治六年四月に上申された『祭式』の後、引き続き、式部寮により調査、編纂を進められたものであろう。「明治七年 祭祀録 稿本十二」には、「神社祭式」をめぐる掛け合いが記されているが、そのなかで、明治七年一月十三日の式部寮から教部省への照会には、「別冊祭式之略取調出来候ニ付一応及御打合候御異存之廉有之候ハ、御申越有之度此段申進候也」とあるが、この別冊とある「祭式」の編纂過程において成ったものが、これらの資料であろうと推測される。

(40) 以下、「神社祭式」については、家蔵のものによる。中臣祓については、岡田莊司「私祈禱の成立—伊勢流祓の形成過程」〔『神道宗教』第一一八号、一九八五年三月〕を参照。

(42) 国学者の大祓に関する研究については、拙稿「幕末期における大祓と国学者—六人部是香を中心に—」（拙著『近代祭式と六人部是香』、弘文堂、平成二十四年七月、第三章所収）参照。

(43) 石井良助編「太政官日誌慶応四年戊辰二月」（東京堂出版、昭和五十六年六月一〇日）。

(44) 天神地祇御誓祭の式次第の草案は、神祇事務局に参画していた六人部是愛にかかるとされるものである。是愛は、京都の平田派国学者の重鎮とされる是香の六男であり、父是香の著した復古的な祭式書にその着想を得たことは容易に想像される。是香の著作『神祭式微證』には、祓について、『江家次第』の大麻、塩湯による祓を典拠としている。白峰宮については、前掲、藤井貞文「近世に於ける神祇思想」参照。

(45) 宮内公文書館所蔵『諸祭儀 明治元年』による。なお、この清祓式に続き、同宮では大殿祭、御門祭、鎮火祭、地主神祭、道饗祭といった一連の祭祀が行われている。

(46) 清祓については、坂井孝一「清祓」小考（『創価大学人文論集』四、一九九二年三月）、松本毅「清祓」に関する一考察（『神社本庁総合研究所紀要』二〇号、平成二十七年六月）などを参照。

(47) 宮内庁書陵部所蔵東山御文庫マイクロ「秋禊御拝類聚」（勅封六六一八—四三—）による。本資料は、靈元天皇宸筆によるもので、吉田家、白川家が天皇の御拝に際して伝授していた祓詞等をまとめたものであり、承応二年（一六五三）七月に神道管領長上卜部兼起が「身曾貴太祓」を伝授したことが記されている。なお、同資料に

ついでには、宍戸忠男氏が所蔵する紙焼資料を拝見した。

(49) 宮内公文書館所蔵『祭典録 明治三年 上』による。

(50) 宮内公文書館所蔵『明治五年 祭祀録 第一稿 四』による。

(51) 同右。同書には、「神社祭式」の内容を巡り、教部省の見解と、それに回答する式部寮の附紙（式部官員の印がある）が附せられている。

【付記】

本稿執筆にあたり、加瀬直弥氏、宍戸忠男氏よりご教示をいただいた。ここに記して御礼申し上げる。

（國學院大學神道文化学部助教）